

大学入試の基本原則とは何か

名古屋大学教育学部助教授

佐々木 享

I

大学入学試験制度のような利害（？）関係の錯綜している問題の議論は、得てして論者の立場からの主張の表明やそのぶつけ合いになりがちである。それが無益だとは思わないが、論議の水準を少しでも前進させるためには、何を基準として、あるいはどのような視点から議論しようとするのかをはっきりさせておくことが有効であろうと思う。そうしないと、問題を考えときほぐす枠組みがつかみにくいうからである。

こうした点で、秋田の高校教師である中田氏の最近の発言は興味深い。「大学入試を考える時本質的に必要なのは、（ア）公正であること、（イ）教育的であること、（ウ）高校教育を混乱させないこと、の三つの視点であろう。」というのである。同氏はこの視点に照らして、共通1次試験の導入をふくむ今次の国（公）立大学の入試制度改革をつぎのように評価する¹⁾。

「（ウ）に関する『共通1次元年』の高校側の対応は言うに及ばず、（ア）の面の、職業高校からの門をせばめたこと、選択科目間の難易差、特定教科書偏重の傾向、（イ）の面での、コンピュータで測れる『学力』とは何かという疑問は別としても、難問（というより重箱のスミの

如き出題）があとを断たないこと……等々、多くの問題点が指摘されてきていることは、これまた周知の事柄である。以上の視点からすれば『入試改革』は（少なくとも現時点では）決して『改善』ではなかった、と言えるのである。」

すぐ気づかれるように、この議論は、高校側あるいは高校教師という立場から組み立てられている。同じ高校教師のなかにも別な意見があり得るということはおくとしても、上の議論は共通1次試験の導入を支持する人、支持しない人をふくめて、必ずしも大学教師たちを納得させるものではないようと思われる。大学側から出るであろう意見はおそらく一様ではないであろうが、それがどのようなものであるにせよ、大学人は、中田氏の立てた「三つの視点」に全面的に共感することではなく、これとは異なった視点ないし原則を提起するであろうと思われるからである。にもかかわらず、私は、中田氏が議論の枠組みをはっきりさせようとしていることに興味をもったので、大学入試制度問題を議論しようとするときに求められる原則（中田氏のことばでいえば視点）とは何かということを考えてみたい。（このページ左側、下から5行目の（ア）は『日高教情報』による。『教科書裁判ニュース』では（イ）となっている。）

II

文部省は、毎年5月か6月に、翌年春に実施すべき大学入試に関して「大学入学者選抜実施要項」（以下しばしばたんに、実施要項という）を発表し、これを各公私立大学長（1977年6月の通知からは、これに大学入試センター所長がくわわった）に通知している。大学入試センターや各公私立大学は、おおむねこの実施要項にしたがって翌年の入試の準備をすすめ、入試を実施する。私は、各大学が必ずしもこの実施要項のしめすところに従っていないところに今日の大学入試に問題があると思っている——たとえば、毎年の大学入学者選抜実施要項は高校の職業科を卒業して受験しようとするもののためにかなりきめこまかな配慮を求めているがそれが顧慮されることは滅多にない。ここから前記中田氏の指摘するような不満も生まれてくる——が、いまはこの実施要項の細部にはあまりたち入らないことにする。ここでは、毎年の実施要項の冒頭に掲げられていて、しばしば大学入学者選抜の基本原則（簡略にして、大学入試の基本原則）と呼ばれている文章に注目してみたい。それは、最近の実施要項では次のように書かれている。

「大学入学者の選抜は、①大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者を②公正かつ妥当な方法で選抜するよう実施するとともに、③入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。」

ここで、①②③は原文ではなく、便宜のために私がくわえたものである。少しおおまかではあるが、「大学教育を受けるにふさわしい能力・適性を備えた者を」「選抜するよう実施する」

という①の原則を、かりに能力・適性の原則と呼び、「公正かつ妥当な方法で選抜するよう実施する」という②の原則を公正・妥当の原則と呼び、「入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮する」という③の原則を高校教育尊重の原則と呼ぶことにしよう。三つの原則がふくまれてるので、これを以下では全体として大学入試の三原則と呼ぶことにしよう。

前述の中田氏の三つの視点とこの大学入試の三原則とを比較してみると、まず、表現は多少異なってはいるが、公正・妥当の原則と高校教育尊重の原則とが両者に共通していることがわかる。大学入試制度のような利害（？）の錯綜する問題に関して、多くの人が一致できるような視点とか原則が二つもあるならば、それはたいへん重要なことだと思われる。制度改革や実施に際して、共通点を基礎として議論をすすめていけば、かなりの合意事項をつくり出すことができるであろうからである。

たとえば公正・妥当の原則をとってみても、事前に学力検査問題を盗み出したり、出題者が金品の授受ないし縁故関係などで一部の者に漏らしたりすることは勿論のこと、多額の寄付や学校当局者（しばしば私立大学の理事等）の裁量で学力検査の結果を無視して合格させたりすることが、この原則に反していることはいうまでもない。私立大学の一部にみられるというスポーツ選手の優先入学も問題となるであろう。しかし、公正・妥当の原則は、いわば社会正義ないし公序良俗に反することとは認めるべきでないというようなことだけを言っているのではなく、出題が公正・妥当であるべきことを求め、採点が公平に行なわれることをも求めているとみるべきであろう。そしてこうした実際的な問

題となると、何が公正で何が妥当であるかが議論となろう。たとえば、採点者の主觀の入る余地がないから公正でよいという点ではマークシート方式は評価できるが、学力が正当に測定できるかという点では妥当かどうかが議論となるからである。何よりも、学力検査の出題科目や要求水準が議論になることは、昨今の例がよく示している。この出題科目や解答に対する要求水準は、能力・適性原則や高校教育尊重の原則からみても問題になるが、少なくとも公正・妥当原則の要請を満たすべきだという要求には応える必要があるというべきであろう。

高校教育尊重の原則は、戦後日本の学校制度においては、高等学校が、大学進学のための準備課程の学校としてではなく、そこで国民の誰もが学ぶことを期待されている国民教育制度の一環として存在していることに由来している。入学試験の実施期日や、学力検査の教科・科目の種類や検査の範囲、解答の要求水準などが現にしばしば問題となっていることは周知のところであるが、それは、高校教育尊重の原則がかなり広く承認されているからだということができる

よう。（高校には、普通科と職業科とがあるので、高校教育尊重の原則を前記の学力検査の教科・科目のあり方等に実際化するとなると、かなり複雑な問題が生まれてくる。また、1960年以降の高等学校学習指導要領が普通科に大学進学コースをつくることを推奨し、大学進学者向きの科目を設けてきたことは、大きな矛盾であった。）

また、たとえば共通第1次学力試験が理科、数学、外国語について受験生による科目的選択を認めているのは高校教育尊重の原則によって説明されると考えられる。しかし、この科目選択制が、少なくとも結果として、各科目の成績（たとえば平均点）に大きな差があるということになると、出題の難易の程度という点からみて公正・妥当の原則に反する疑いが生ずることになる。それぞれの原則を独立に貫徹させることができないところに、入試制度のむずかしさがあるといえるのである。

ところで大学側からみれば、大学入試のあり方を公正・妥当の原則と高校教育尊重の原則のみで律することは認めがたいであろう。この問

題点の一端は、前記中田氏の三つの視点と実施要項に掲げられた三原則との違いにも現われている。前者に能力・適性原則の欠けていることがそれである。中田氏に限らず、高校側の立場を考慮して行なわれる大学入試制度の議論に、この能力・適性の原則が全く顧慮されていなかったり、軽く扱われている場合が少なくなく、これが議論を不毛といわざるもみのり少ないものにしがちであることは注意を要しよう。

そもそも、大学入試というものは当該大学学部に学ぼうとする大学生を選抜するために行なわれるものであるから、能力・適性原則を第一に掲げるのは当然のことであるという姿勢が、現行の三原則にはみられるように思われる。第一番目に掲げるかどうかは別として、大学が入学者の選抜に当たって能力・適性の原則を重視することは、大学に与えられ期待されている社会的役割からして当然のことである、と一般には考えられている。そしてそのことは、国民教育としての高校の行なう入試と大学入試との大きな違いの一つと考えられている。²⁾ その意味で、中田氏の「視点」がこの能力・適性の原則を欠いていることは、一つの問題点となるし、大学側への説得力を弱いものにしているといわなくてはならない。

しかし他方、今日の高等学校は、現行の学校体系からみれば、旧制高等学校とは異なって大学進学準備課程ではないから、大学入試によって大学が高校教育を左右するようなことは認められない。これは、現行の学校体系を維持するためには、絶対的な要請であるといつても過言ではない。そこで、実施要項は、能力・適性の原則によっていわば大学側の要求を表現し、高校教育尊重の原則によって高校側の要求を表現して、両者の均衡をはかっているように見える。

両者の間に矛盾がないときはよいが、実際問題となると矛盾は少くないのであるから、何を手がかりにして均衡をはかるかが問題となる。実施要項の掲げる三原則では、公正・妥当の原則がその手がかりを提供しているようにみえる。しかし、高校も大学も教育機関なのであるから、両者の均衡をはかるためには中田氏のいう「教育的であること」という視点は、この場合に重要な意味をもってくるのではないであろうか。実施要項にいう基本原則にはこの視点が欠けているようにみえる。

III

議論をすすめる前に、大学入学者選抜実施要項の冒頭に掲げられた文章を基本原則とか三原則と呼んだことの意味を確認しておこう。

かつてわが国の入試制度の研究を試みた増田幸一は、「入学試験の原理について説いた文献はきわめて少なく、わずかに田中寛一氏の記述にそれを見出すのみ」であるとして、田中の提示した

- (1)公正の原理
- (2)素質重視の原理
- の二つの原理を紹介し、これに、
- (3)教育助成の原理

をくわえるべきだと述べている。増田によれば「教育助成の原理」とは入学試験が教育的意義をもつことをさすのであって、これは、「入学試験はまず試験によって選抜を行なう学校が、その学校もしくはその学校段階の教育に対し、必要な能力、適性、態度などを備えた者をとることができるように構成されなければならない。それと同時に、他面入学試験は試験を受けようとする者の在学する学校の教育に対し、それを阻害することなく、むしろ反対にそれを助成す

ることになるように運営されなければならない。入学者に十分望ましい資質を得ることができたら、それはその学校の教育効果を高める結果を招来することになるので、この場合も教育助成の機能が発現されるわけである」と説明されている。³⁾

増田のこの教育助成の原理を大学入試にあてはめてみると、これは、大学入試が前述の能力・適性の原則を備えると同時に、他面で前述の高校教育尊重の原則にかかわって、これをたんに阻害しないようにすると消極的に位置づけるのではなく、むしろ積極的に高校教育を助長するものであるべきだとしたものだということになろう。この意味では、この教育助長の原理には前記中田氏の教育的であることという視点と共通するものがあるといえよう。いずれにせよ、増田はこの三つの原理を、直接に大学入学者選抜実施要項の文章にかかわらせてのべているわけではない。

他方、文部省大学学術局大学課に勤めていたこともある齊藤寛治郎は、『教育社会学辞典』(1967年)の「入学試験」の項の中で、つぎのように述べている。

「入学試験は本来入学後その学校において学習することが可能である人を選別するために行なわれるものであるから、その影響力を含めて基本原則としては第一に公平に実施されるべきであり、第二に受験者の能力を検出するにふさわしい方法で行なわれるべきであり、第三に下級学校の教育に悪影響を与えないように配慮さるべきものである。」(傍点は引用者)

表現方法が多少異なってはいるが、齊藤のいう入試の「基本原則」は1965、66年当時の大学入学者選抜実施要項の冒頭に掲げられていた文章に瓜二つであると言ってよいであろう。そこで

は、①公正・妥当の原則、②能力・素質の原則、③高校教育尊重の原則の順に並べられていたのであって、この順序は齊藤のいう基本原則のそれと等しい。齊藤はこの文章を実施要項の解説として書いているわけではないにせよ、実施要項の冒頭の文章を大学入試の基本原則として位置づけているとみてよいように思われる。(齊藤が、大学入試の基本原則を入試制度一般の原則として論じていることには疑義があるが、ここではふれない。)

IV

ところで、齊藤が(したがって当時の実施要項が)掲げていた三原則では、順序やことばづかいが近年の実施要項のそれとは多少異なっている。ここからも推察されるように、大学入試の三原則は、よく調べてみると長い年月の間に少しづつ変わってきたのである。

大学入試の三原則が今日のような文章となつたのは、72年4月に出された「昭和48年度大学入学者選抜実施要項」からである。それまで、つまり昭和47年度の実施要項までは、今日の「適性」ということばの代りに、「素質」ということばが用いられていた。したがって、それまでは、三原則の一つは「能力・適性の原則」ではなく、「能力・素質の原則」であった。「素質」を「適性」に変えた理由は、いまのところ明らかではない。文部省の役人は一般にこの種のことばを使いには慎重であるから、何らかの意味があったのであろう。

能力・適性ということばづかいは、1960年の高校学習指導要領改訂以来高校教育には頻繁に行なわれており、とくに新しいものではない。しかし、とりたててこの時期の動きとの関連を求めるべくすれば、70年1月12日に発表された中

教審第二六特別委員会の「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」が、大学入試制度改革の方向を述べるなかで「能力・適性に応じた高等教育機関に入学できるようにすること」が必要だとしている事実は重要である。

「素質」を「適性」に変えた実施要項には同時に選抜方法の具体的な施策の面でも、いくつかの改正がふくまれていたのであるが、いまだに入って議論する余裕はない。ここでは、「素質」が「適性」に変えられた72年という時期は、71年6月に出されたいわゆる中教審答申を背景として、文部省内の大学入学者選抜方法の改善に関する会議や国立大学協会においてあわただしく入試方法の抜本的改革が議論されていた時期であったこと、そして恐らくは、この72年4月頃（あるいはそれ以前）には、文部省としては共通第1次試験の制度を導入する腹を固めていたと推定されることを指摘するにとどめておこう。⁴⁾

ところで、この三原則については、並べ方の順序も問題となる。69年～71年に出された実施要項では、①能力・素質の原則、②公正・妥当の原則、③高校教育尊重の原則の順に並べられていたが、68年6月に出された「昭和44年度大学入学者選抜実施要項」までは、この①と②の順序は逆で、

「大学入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法で、できる限り能力のある素質のすぐれ

た者を選抜するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。」

となっていたのであった。公正・妥当の原則を二番目に置き、能力・素質の原則を最初にもってくるという順序の変更について文部省当局者は、これはたんなる修辞学的な意味での改正ではなく、「大学教育を受けるに値する能力・素質をもった者——大学教育適応者——を選抜するのが、大学入学者選抜の第一義的目標でありその方法のみにとらわれるべきでないとの考え方⁵⁾が含まれている」と解説している。これによれば、三原則の順序には一定の意味があるということになる。

こうして現行の実施要項の掲げる三原則に照らしてみると、冒頭に掲げた中田氏の三つの視点は、第一義的目標という意味が与えられていて能力・適性の原則をみおとしているということになろう。

V

能力・素質の原則が第一の原則とされ、それが能力・適性原則と変わってきた。これが今日の大学入試の基本原則の構造である。中田氏がこの点をみ落していることは前述のとおりだが他方、中田氏のいう「教育的である」という視点、あるいは増田の言う「教育助成の原理」は顧慮されないのであろうか。

私の調べたところでは、実施要項がその冒頭に前述のような基本原則（三原則）を掲げるようになったのは、1954年6月10日に通達された「昭和30年度大学、短期大学への入学者選抜実施要項について」からである。（この実施要項に掲げられた基本原則は、同年11月15日に出された中央教育審議会の「大学入学者選考およびこれに関連する事項についての答申」においても支持されている。ただしこの答申では、①素質・能力の原則、②公正の原則、③学校教育尊重の原則の順になっていた。）

この年度以前の実施要項には、ここで基本原則と呼んでいるような文章はみあたらない。しかしこれ以前の昭和28年度までは、文部省は、毎年のように『昭和二十八年度大学、短期大学専門学校等入学者選抜方法の解説』のような冊子を作成し、入学者選抜方法についてかなり詳細な解説を行なっていた。各年の解説は少しずつ変化してはいるが、そのうち、新制大学第一回の入試に向けて出された『昭和二十四年度新制大学（並びに専門学校等）入学者選抜方法の解説』には、「選抜方法の主眼点」と題した項において、入学者の選抜を通じて次の「三条件」を果たす義務があろうとしていたことが注目される（2ページ以下）。

- (一) 高等教育を受けるに最も適応した能力を備えている者を選抜すること。
- (二) 下級の教育を理解し、その円満な発展を助長するような選抜方法をとること。
- (三) 入学者の選抜自体が一つの教育であるから、教育目的に沿うよう選抜方針を立てること。

これについてのくわしい解説は同冊子にゆずるほかないが、ここでは、「入学者の選抜自体が一つの教育である」という観点が強調されて

おり、三原則の一つに位置づけられていること、後の高校教育尊重の原則に相当する項ではたんに下級学校の教育を乱さないといふいわば消極的な姿勢にとどまらず、「その円満な発展を助長するよう」求めていること、後の公正、妥当の原則に相当するものがみえないこと、などが注目される。文部省の公的な文書に、入試 자체を教育とみなすべきだという原則が掲げられていたこともあったのである。この原則は、昭和26年入試に向けた解説まで掲げられていた。昭和27年入試についての解説は筆者未見である。

昨今の大学入試制度改革をめぐる議論には、どうも議論の枠組みのはっきりしないものが多いことも問題であるが、それ以上に、問題点を入試の技術的な枠組みのなかにとじこめてしまい、入試 자체を教育の一環とみなすという観点を欠いているうらみはいなめないように思えてならない。

迂遠なようでも、大学入試において尊重されるべき基本原則は何かというような議論をつくすことが、入試の実際面での改善策を探るためにも必要となっているのではなかろうか。

註

- 1) 『教科書裁判ニュース』第159号、1981年1月15日。『日高教情報』第842号、1981年1月1日にも掲載されている。
- 2) この点についての詳細は、拙著『高校教育の展開』1979年、大月書店、183ページを参照のこと。
- 3) 増田幸一、徳山正人、齊藤寛治郎『入学試験制度史研究』1961年、東洋館出版社、19~21ページ。
- 4) この点についての詳細は、拙稿「大学入試制度と高校教育（下）」『教育』1979年7月号、を参照。
- 5) 大学学術局大学課「昭和45年度大学入学者選抜について」『大学資料』第34号、1970年2月、49ページ。